

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日 提出

周南市長 藤井律子

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(周南市印鑑条例の一部改正)

第1条 周南市印鑑条例（平成 15 年周南市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 11 条第 6 号中「成年被後見人であること」を「意思能力を有しない者となつたこと」に改める。

(周南市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 周南市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(平成 15 年周南市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

(周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成 15 年周南市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(周南市旅費条例の一部改正)

第4条 周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第5号若しくは第29条各号」を「第16条各号又は第29条第1項各号」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第5項及び第6項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年周南市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条第2項第2号中「(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

## 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。